

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	一
○保安林の指定施業要件の変更(三件)	(同)	一
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(情報政策課)	四
○宮城県公報第二九二〇号別冊(平成二十九年十二月二十二日付け)中	(財政課)	九

告 示

○宮城県告示第三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

名取市下増田字南原六二三の二、字北原東七四の一、一三二の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市北村字朝日山三の一(次の図に示す部分に限る。)、三の三、三の四、三の六、四の二、字踏返一 九二の二、字蛇ヶ沢三三三の二(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字朝日山三の一(次の図に示す部分に限る。)、三の三、三の四、三の六、四の二、字踏返

一 九二の二、字蛇ヶ沢三三三の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市矢本字上館下九〇の一、九〇の五三、石巻市北村字朝日山三の一(次の図に示す部分に限る。)、三の三、四の二

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上館下九〇の一、九〇の五三、字朝日山三の一（次の図に示す部分に限る。）、三の三、四の二

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市小浜大房山二の三、清水田浜尾崎三七の一（次の図に示す部分に限る。）、網地浜髪剃坂一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇七の九四、一〇七の九八（次の図に示す部分に限る。）、

前田一二二、十八成浜清崎山一の五一

- 二 保安林として指定された目的

潮害の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市早稲谷二七五の八、本吉郡南三陸町志津川字森山一・八・九の一（以上三筆については次の図に示す部分に限る。）、九の二、七〇、七一、八三の二、八四の一、八四の二、八五、八六の三、八八の二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
干害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については主伐に係る伐採種は、定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上沢前一二三の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

一 道路の種類 県道

二 路線名 築館登米線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間

変更の前後 (メートル) 敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)

備考

栗原市築館字萩沢後沢道北二番三地先から
同市築館字萩沢前四一番一地先まで

	後	前	前
	B	A	A
	九・四〇 六五・〇	一〇・八〇 四〇・五	一〇・八〇 四〇・五
	一、七四〇・八	三、八五五・七	三、八五五・七
	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		

○宮城県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

一 道路の種類 県道

二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間

変更の前後 (メートル) 敷地の幅員 (メートル) 敷地の延長 (メートル)

宮城県七ヶ浜町花測浜字館下三六番一地从
から
同郡同町花測浜字谷地二七番五地先まで

	後	前	前
	B	A	A
	八・五〇 一五・七	七・八〇 一四・〇	七・八〇 一四・〇
	一六〇・〇	二二〇・〇	二二〇・〇

○宮城県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類

路線名

供用開始の区間

供用開始年月日

県 道	大鳥沢辺線	栗原市栗駒稲屋敷大鳥東側一〇九番五地先から 同市栗駒稲屋敷大鳥東側一〇九番五地先まで	平成三十年 一月十六日
-----	-------	---	----------------

○宮城県告示第三十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年一月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城県七ヶ浜町花測浜字館下三六番一地先から 同郡同町花測浜字谷地二七番五地先まで	平成三十年 一月十八日

○宮城県告示第三十九号

美里町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画下水道

2 名称 美里町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
- 2 名称 仙台市公共下水道

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・五・百十五号 新浜町杉の下線

三 事業施行期間

「平成二十五年七月二十六日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成二十五年七月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 委託業務名及び数量

情報システムサーバ統合基盤機器等賃貸借 一式

2 委託業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間

契約締結日から平成三十五年七月三十一日まで

4 履行場所

宮城県庁行政庁舎内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等入札参加資格承認者名簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使

用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物品に対する迅速な保守及び修理の体制（出張所、代理店等を含むものとし、委託する場合を含む。）が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所
宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成三十年二月九日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用
(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては

<p>認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。</p> <p>(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。</p> <p>2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先</p> <p>〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県震災復興・企画部情報政策課システム管理班(担当 高橋 克徳 電話 〇二二一二二一 一―二四七六)</p> <p>3 郵送による入札説明書の交付期限</p> <p>郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年一月二十九日(月)まで2宛て申し出ること。</p> <p>4 一般競争入札参加資格審査</p> <p>(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成三十年二月十四日(水)から平成三十年二月二十七日(火)までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成三十年二月二十七日(火)までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。</p> <p>(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)で提出された書類に関し県から説明を求められた場合、これに応じなければならない。</p> <p>5 入札書の提出期限等</p> <p>(一) 電子調達システムにより入札に参加する場合 入札期間 平成三十年三月七日(水)から平成三十年三月九日(金)午後五時まで</p> <p>(二) 書面により入札書を提出する場合 入札書の提出期限</p> <p>イ 日時 平成三十年三月九日(金)午後五時</p> <p>ロ 場所 2に同じ</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付き書留郵便によりイの日時までにロの場所までに到達でき</p>	<p>るよう送付すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時までに開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所</p> <p>平成三十年三月十二日(月)午前十時 宮城県震災復興・企画部情報政策課</p> <p>四 入札に参加することができない者</p> <p>二で定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金</p> <p>財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金</p> <p>財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効</p> <p>本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法</p> <p>入札書には、契約期間全体の賃借料総額を記載すること。</p> <p>なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定の方法</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>なお、落札決定となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじ機能により落札者を決定する。</p> <p>7 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>8 入札に関する経費</p>
---	--

申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

- Summary
- 1 Nature and Quantity of Items to be Precured : Lease of Information System Server Integrated Infrastructure devices, etc. (1 set)
 - 2 Period of Lease : August 1, 2018 to July 31, 2023
 - 3 Place of Implementation : Inside Miyagi Prefectural Government Building
 - 4 Deadline of Bid Submission : March 9, 2018, 5 : 00 pm.
 - 5 Location and Date of Bid Selection : March 12, 2018, 10 : 00 am. Information Policy Division, 3rd floor of the Miyagi Prefectural Government Building
 - 6 Contact Information : Mr. Katsunori Takahashi, System Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-2476

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成三十年一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 委託業務名及び数量
宮城県人事給与システム運用機器の賃貸借 一式
 - 2 委託業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間
契約締結日から平成三十五年七月三十一日まで
 - 4 履行場所
宮城県庁行政庁舎内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等入札参加資格承認者名簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用者が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者

として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 当該物品に対する迅速な保守及び修理体制（出張所、代理店を含むものとし、委託する場合を含む。）が整備されていること。

10 入札参加資格申請場所

宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一一三三三五）へ平成三十年二月九日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-18570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課システム管理班（担当 高橋 克徳 電話 〇二二-二二-一一二四七六）

3 郵送による入札説明書の交付期限

郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年一月二十九日（月）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成三十年二月十四日（水）から平成三十年二月二十七日（火）までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより平成三十年二月二十七日（火）までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)で提出された書類に関し県から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムにより入札に参加する場合
入札期間

平成三十年三月七日（水）から平成三十年三月九日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
入札書の提出期限

イ 日時 平成三十年三月九日（金）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付き書留郵便によりイの日時までにロの場所までに到達できるように送付すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札日時までに開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

平成三十年三月十二日（月）午後一時 宮城県震災復興・企画部情報政策課
四 入札に参加することができない者
二で定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金

<p>財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 入札書には、契約期間全体の賃借料総額を記載すること。 なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 なお、落札決定となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじ機能により落札者を決定する。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 入札に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要 Summary 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Lease of Miyagi Prefectural HR/Payroll System operation devices (1 set) 2 Period of Lease : August 1, 2018 to July 31, 2023 3 Location of Implementation : Inside Miyagi Prefectural Government Building 4 Deadline of Bid Submission : March 9, 2018, 5 : 00 p.m. 5 Location and Date of Bid Selection : March 12, 2018, 1 : 00 p.m. Information Policy Division, 3rd floor of the Miyagi Prefectural Government Building</p>	<p>6 Contact Information : Mr. Katsunori Takahashi, System Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-2476</p> <p style="text-align: center;">正 誤</p> <p>○宮城県公報第二九二〇号別冊（平成二十九年十二月二十二日付け）中 ページ 正 二五 国庫支出金 [分類名]</p>
--	---